平成２２年（フ）第８６２号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目47番28号　フローラハイム101号
債務者　坂川　弘一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７２号
横浜市都筑区仲町台１丁目33番19―305号
債務者　鈴木　千枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７６号
横浜市瀬谷区本郷４丁目33番地６　ハイツネイヴィロードＡ―２
債務者　金井三智子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９４号
神奈川県大和市下鶴間77番地１　コスモディアス弐番館101
債務者　安原　幹太
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８９号
横浜市都筑区仲町台４丁目１番15号　ドミル仲町台203
債務者　森　　一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
神奈川県綾瀬市早川1990番地１
債務者　澁谷奈保子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６６号
神奈川県藤沢市亀井野377番地　第３椿荘202
債務者　長井　正信
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７７号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地の１　南台ハイツＢ11棟304号
債務者　野村美智子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８４号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目33番地　市営渋谷ケ原住宅２号棟307号
債務者　板倉　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９６号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目17番20―305号
債務者　芳村　　賢
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
岡山県勝田郡勝央町平980番地７
債務者　細川　仁美（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７３号
栃木県足利市田中町936番地12
債務者　渡部登代子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７４号
栃木県足利市常見町１丁目５番地７
債務者　木村　悦之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第８２号
栃木県佐野市植下町566番地３　川田アパート６号
債務者　山口　康則
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第８９号
栃木県佐野市船越町1521番地
債務者　熊谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部